

船舶事故調査報告書

令和元年12月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月10日 06時30分ごろ
発生場所	福岡県宗像市大島の加代鼻 倉良瀬灯台から真方位259° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯33° 54.9′ 東経130° 26.7′）
事故の概要	漁船第六宮地丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。 第六宮地丸は、船底部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六宮地丸、8.5トン FO2-6609（漁船登録番号）、個人所有 14.64m（Lr）×3.48m×1.14m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成22年4月25日 第290-61956号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月6日 免許証交付日 平成29年5月11日 （令和5年5月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底部外板に亀裂、プロペラ翼に曲損及び欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えて宗像市大島漁港に帰港する目的で、令和元年5月10日04時00分ごろ宗像市沖ノ島北北東方沖約15Mの漁場を出発し、船長が操舵室で椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、自動操舵として約15ノットの対地速力で南南東進した。 本船は、加代鼻北方沖約2Mのところに至り、船長が操業後の疲労と眠気を感じていたものの、港までの航程が僅かなので眠気を我慢できると思い、一旦手動操舵に切り換えて予定より左方となっていた針

	<p>路を右方に調整し、手動で向けた針路が保持される自動操舵モードとして航行を続けた。</p> <p>本船は、船長が自動操舵で航行しながら大島漁港に向くよう針路を適宜調整するつもりで航行を続けていたところ、加代鼻北方沖約1Mのところ船長が居眠りに陥り、06時30分ごろ加代鼻の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を感じて乗り揚げたことに気付き、本船を後進させて自力で離礁した後、機関室内に浸水を認めたのでポンプで排水を開始するとともに知人の漁船に救助を求めた。</p> <p>本船は、来援した知人の漁船に横抱きされ、07時30分ごろ大島漁港に帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 船長の操船姿勢 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.2mであった。</p> <p>本船は、本事故前日である9日18時00分ごろ出港して21時00分ごろ漁場に到着し、翌10日04時00分ごろ帰航を開始するまでの間、約1時間30分を要するまき網漁の操業を3回行っていた。</p> <p>船長は、9日10時ごろから16時ごろまで睡眠をとっており、本事故前、睡眠不足は感じていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、航行中に眠気を感じた際は、漂泊して操舵室内で横になったりするほか、コーヒーを飲んだりガムを噛んだりして眠気を払っていた。</p> <p>船長は、針路を右方に調整した際、予定より右方の針路となっていたが、居眠りに陥り、調整した針路のまま加代鼻に向かったと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、大島北方沖を航行中、船長が、自動操舵で、予定より右方の針路に調整した後、居眠りに陥り、加代鼻に向かって航行を続けたことから、加代鼻の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、航行中、操業後で疲労と眠気を感じていたが、港までの航程が僅かであり眠気を我慢できると思って操船を続けたことから、転針後、覚醒水準が低下して居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が大島北方沖を航行中、船長が、自動操舵で、予定より右方の針路に調整した後、居眠りに陥り、加代鼻に向かって航行を続けたため、加代鼻の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動操舵とし、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たる場合は、時々、椅子から立ち上がるなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

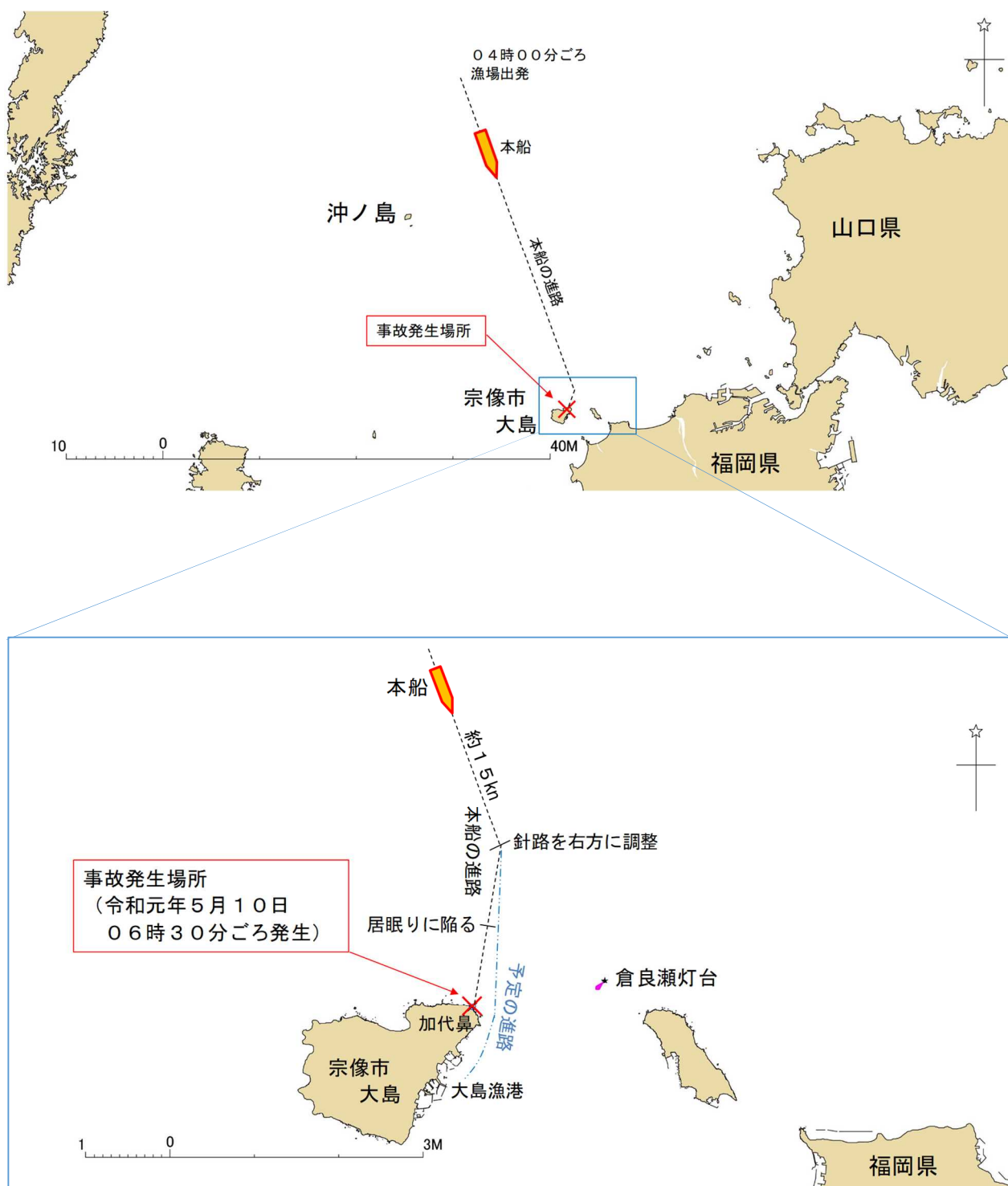


写真1 本船



写真2 船長の操船姿勢

